

## 今月のお知らせ（第 317 号）

やっと梅雨が明けました。  
例年より 11 日も遅いそうですね。  
年々温暖化などの気候変動の影響が  
表れて来ております。  
災害への備えは十分に準備しましょう。

第 3 1 7 号  
令和 2 年 8 月 1 日  
税理士法人大嶋会計  
社員 税理士  
石田 洋 祐  
T E L 0 4 3 - 2 4 1 - 6 1 2 1  
F A X 0 4 3 - 2 4 3 - 3 4 3 0  
U R L <http://www.osmk-ohb.co.jp>  
E - M a i l y i s h i d a @ o s m k - o h b . c o . j p

今年も日本は天災による悲劇に見舞われました。「令和 2 年 7 月豪雨」は死者・行方不明者 86 名を含む人的な被害は 114 名、住宅被害は全壊・半壊は 851 棟。床上・床下浸水まで含めて 17,898 棟に被害が出ており、千葉県も昨年は台風により甚大な被害を受けたことも重なり、心が痛みます。被災された方々におかれましては心よりお見舞い申し上げます。

緊急事態宣言が解除された 5 月 25 日には 21 人だった 1 日のコロナ感染者数は 7 月末現在で 1,580 人。感染者数は指数関数的に増大してきています。経済へ与える影響を考慮してか更なる緊急事態宣言は発出されていません。

それどころか、政府は 7 月 22 日から Go To トラベルキャンペーンを東京都を除いてスタートさせました。感染拡大の防止から県外への移動は自粛ムードが漂う中、観光業界支援のためのキャンペーンではブレーキとアクセルのペダルを同時に踏んでいるようなもので、大きな効果が上がるのか疑問です。

効果が上がる（＝旅行者が増える）か疑問のある GoTo へ予算を使って補助金を旅行者に給付するよりかは、持続化給付金などの既存の仕組みを利用して打撃を受けている観光業者に直接給付金を追加し、都市部で急拡大しているコロナウィルスを地方へ拡大させないために人の移動はある程度ブレーキをかけた方が良くはないかと思えます。

自社内でいつコロナ感染者が確認されてもおかしくない状況ですが、入室時に体温チェックをしたり、ソーシャルディスタンスや定期的な換気などの対策を行って感染拡大防止に最大限の注意を払っておけば、濃厚接触者を最小限に止められます。クラスターとなってしまうたら事務所の閉鎖を余儀なくされますが、そうでなければ事務所スペースの殺菌消毒で1～2日の休業で済むことになるそうです。やはり今はブレーキの方を強めにしておいた方が被害が少ないかと思えます。

まだまだ、コロナによる影響は続きます。今回は現在適用中の補助金の一覧（千葉市、船橋市、八千代市）を各市町村のホームページから抜粋します。

給付金の申請は皆様滞りなく行っているかと思えますが、申請漏れにはご注意ください。

以 上

給付金一覧（令和 2 年 7 月末時点）

名称	内容	受付期限	問い合わせ先
持続化給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月と比較して 50%以上減少した中小企業（個人事業主含む）に対し、法人は最大 200 万円、個人事業者は最大 100 万円を支給します。	令和 3 年 1 月 15 日まで	持続化給付金コールセンター 0120-115-570
家賃支援給付金	5 月の緊急事態宣言の延長等により、売上が減少した中小企業等（個人事業主を含む）に対し、地代・家賃（賃料）の負担を軽減するため、法人は最大 600 万円、個人事業者は最大 300 万円を一括支給します。	令和 3 年 1 月 15 日まで	家賃支援給付金コールセンター： 0120-653-930
雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成します。  千葉市の「事業者向け臨時相談窓口」にて対面での助成金申請手続き支援を実施しております。ご利用の際は、同窓口（043-245-5898）へご連絡ください。	給与の支給対象期間の末日から 2 ヶ月以内	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター： 0120-60-3999  千葉労働局職業安定部 職業対策課： 043-221-4393

<p>小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)</p>	<p>小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「労働者(保護者)」(正規雇用・非正規雇用を問いません)に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対する助成金制度です。</p>	<p>令和2年12月28日まで</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター： 0120-60-3999</p>
<p>小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)</p>	<p>小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「委託を受けて個人で仕事をする方(保護者)」に対し、就業できなかった日について支援する制度です。</p> <p>なお、個人で業務委託契約等により仕事をされている場合も支援対象です。</p>	<p>令和2年12月28日まで</p>	<p>学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター：0120-60-3999</p>
<p>【千葉県】 中小企業再建支援金</p>	<p>千葉県内に本社を有し、売上が前年同月と比較して50%以上減少した中小企業等(個人事業主含む)に対し、最大40万円を支給します。</p>	<p>令和2年8月31日まで</p>	<p>千葉県中小企業再建支援金相談センター ：0570-04-4894</p>
<p>【千葉市】 テナント支援金制度</p>	<p>県の休業要請を受けて休業した店舗や、外出自粛要請により大きな影響を受けている飲食店の賃料を支援します。いずれも、中小企業・小規模事業者が対象</p>	<p>令和2年8月7日まで (今月のお知らせ配布時点では終了)</p>	<p>企業立地課： 043-245-5279</p>

	<p>です。</p> <p>なお、支援金については、対象となる店舗に直接交付します。</p> <p>※賃料の3分の2(1テナント・1か月あたり25万円が上限)</p>		
<p>【船橋市】</p> <p>事業継続支援助成金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、国の持続化給付金の対象とならない市内事業者の事業継続を支援するため、助成金を交付します。</p> <p>助成額：市内事業所に従事する従業員数に応じて20万円～50万円</p> <p>要件：国の持続化給付金の給付対象でないこと等</p>	<p>令和3年1月15日まで</p>	<p>問合せ先：船橋市事業者向け助成金事務局 047-436-3320</p>
<p>【船橋市】</p> <p>テナント賃料助成金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少により、事業継続が困難となっている事業者を支援するため、賃料に対し最大30万円を助成する船橋市独自の制度です。</p> <p>助成額：1事業者につき月額賃料の2/3(1月あたり10万円が上限)</p> <p>対象月：令和2年4・5・6月</p>	<p>令和3年1月15日まで</p>	<p>問合せ先：船橋市事業者向け助成金事務局 047-436-3320</p>

<p>【八千代市】</p> <p>中小企業者等経営 支援金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受け、経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対する八千代市独自の支援策である「八千代市中小企業者等経営支援金」について、国の「持続化給付金」や県の「千葉県中小企業再建支援金」の対象とならなかった中小企業者等にも対象を拡大することにより、中小企業者等の経済的下支えを図ります。</p>	<p>令和 2 年 9 月 30 日まで</p>	<p>問合せ先：八千代市商 工 観 光 課 047-483-1151（代表）</p>
---------------------------------------	--	------------------------------	--